

第 11 回再発防止「岩手モデル」策定委員会会議録（概要版）

1 開催日時

開会 令和 6 年 1 月 7 日（日）13 時 00 分

閉会 令和 6 年 1 月 7 日（日）15 時 50 分

2 開催場所

サンセール盛岡 1 階大ホール（盛岡市志家町 10-1）

3 出席委員

大塚耕太郎岩手医科大学教授、大貫隆志一般社団法人ここから未来代表理事、小幡佳緒里リベルタス法律事務所弁護士、児美川孝一郎法政大学教授、高橋幸平朝日大学教授、南部さおり日本体育大学教授、藤田治彦藤田法律事務所弁護士、菊池芳彦教育局長、坂本美知治教育次長、大森健一教職員課総括課長、西野文香教育企画室長兼教育企画推進監、度會友哉学校教育室学校教育企画監、菊池勝彦保健体育課総括課長、駒込武志教職員課県立学校人事課長、熊谷治久教職員課小中学校人事課長、中村智和学校教育室高校教育課長、武藤美由紀学校教育室義務教育課長、千田幸喜学校教育室生徒指導課長、多田拓章学校教育室産業・復興教育課長、本田牧人ふるさと振興部学事振興課総括課長、鈴木忠文化スポーツ部スポーツ振興課総括課長、日向秀樹保健福祉部障がい保健福祉課総括課長

4 会議の概要

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ

(3) 議事

ア 再発防止「岩手モデル」（案）について

イ 再発防止「岩手モデル」（案）に係る県民からの意見聴取について

(4) その他

(5) 閉会

議事（ア）の協議 再発防止「岩手モデル」（案）について

①はじめに・第 1 章・第 2 章

【委員】2 ページの 9 段落目で、「この深い反省と決意のもと」という記載があるが、その深い反省の内容についての記載が不十分ではないかと思う。例えばここは、「学校、教育委員会として適切な対応を取ってこなかったことについて深く反省するとともに、教職員等による不適切な指導によって児童生徒のかけがえのない命が奪われる等を、二度と起こさないという決意のもと」などと、具体的に記載する必要があるのではないかと思う。

同じく 2 ページで下から 2 段落目、「管理職がこの教職員等の指導状況に応じた適切な人事管理を行うことが求められます」と記載されている。これは 27 ページの、「適正な人事

管理」の「教職員等の指導の状況等について文書にて、確実に引き継ぐ」という記載があるが、この「指導状況」という言葉が具体的にどのようなことを指し示すのかがわかりづらい。2 ページ目は画一的に見るのではなくて、個々の教職員ごとに、指導の仕方の方法、それから内容等を確認して、不適切さなどがあればその場で改善を求める、指導するなどの管理を行うことなのではないかと理解したのだが、そういうことでよろしいか。27 ページについては、指導の適切性という意味合いなのかどうか。その辺りが読んでいて分かりづらい点があったので、誰もが読んで同じ内容を理解できる表現をご検討いただければと思う。

3 ページ目の、四角で囲われている部分、教育委員会の1つ目のところで、部署を新設するということを先ほども説明いただいたが、この新設時期はいつ頃になるのか。部署名をどうするのか。できればこの「岩手モデル」を策定する段階できちんと部署名まで特定できるような対応がされるとよろしいのではないかと。それに伴い、31 ページから 37 ページだが、教職員課に第1報とか経過報告があるが、これも新設される担当部署ということではよろしいか。

3 ページ、教育委員会のところの1番下に「外部専門家による点検を定期的に行う」という記載がある。また、54 ページにも外部モニタリングという記載があるが、外部委員などによる不適切指導についての事実調査などは予定しないのかどうかをお聞きしたい。私としては、学校や教育委員会だけではなくて、外部委員なども事実調査をするというか、していくということを検討した方が良いのではないかと考えている。

【事務局】まず1点目、「深い反省と決意の下」の記述が不十分、具体性がないというところだが、表記を具体性を持って示したいと思う。同じように、指導状況が、という表現についてもご指摘いただいた通り、誰が読んでも何のことなのか分かるように、表記を考えたいと思っている。部署のところは後でまとめてお話しするが、表記について、31 ページから 37 ページのフローなどで、教職員課となっているというところは、新しい部署に変わるということになる。

【事務局】組織については、来年度4月1日から設置する方向で、現在、庁内最終調整を行っている。予算も含めて調整中である。モニタリングも含めて、それについても、2月の下旬に、最終的な来年度の体制をお示しできると考えている。

外部委員の調査については、処分も含めた調査、特定の事案についての調査までは現在は想定していないが、モデルを回してみても検証をしながら、必要性を考えていきたいと思っている。

【委員】子供はどうしても悩みをかなり長い時間有し、心が結構大変だと思うので、初動のところから今現在どんなリスクがあるのかということが結構重要なところである。

55 ページの聴取シートは、当日から使われると思うが、「その時の気持ち」というところは、実際の起こった時点のところを把握しているが、やはりすぐサポートに入らなければいけないので、ここに、現時点でどんなリスクが想定されるのか、対応をどうしたらいいのかということも、少し加えた方が良い。聴き取りながら、サポートに繋げるという

ところがあるので、フローの初動のところ、これ自体は現状でわからない状態になると思うが、聴き取るところの意識付けとして、「初動からすぐサポートに入る」という記載を入れた方がよい。

不適切な対応の中身というのは、後でじっくりやることかもしれないが、お子さんたちのサポートは即座にできるようにしていた方がよい。当日、翌日というところにそういうところを少し入れていただきたい。

【事務局】フローのところに聴き取るだけではなく、並行して「すぐサポートに入る」ということを示したい。55ページの聴取シートについては、現在想定されるリスクとか、今後必要なサポートあるいはすぐに必要なサポートをこのシートに入れるかどうかは再度検討する。先ほど言ったように、このシートは、本人に見せてサインをもらうという形で今作っているの、そこをどうするかというのは少々検討させていただきたい。お話しいただいたことについてはもっともなので、そのところは明確に、どの教職員であっても、聴き取りと同時にサポートするという意識付けられるようにしていきたいと考えている。

②第3章（1 不適切な指導・2 不適切な指導の根絶に向けた取組）

【委員】17ページの上から10段目、「自尊感情を傷つける行為」の冒頭に「必要以上の大声で怒鳴る」とあるが、「必要以上の」は削除してよいのではないかと思う。「大声で怒鳴る」で十分か。

24ページ、「不適切な指導を根絶するためには、教職員等一人ひとりが意識を改革し」という記載があるが、意識改革に関連して、例えば、「不適切な指導の疑いを持った時には、役職や勤続経験年数、それから部活動指導経験等に関わりなく管理職に報告するなど、不適切な指導を直ちにやめさせる対応を取ることが求められる」というようなことを入れる必要があるのではないかと思った。教職員の方々へのアンケートに、確か、「声を出しづらい雰囲気がある」というものがあつたかと思う。そういう意味でも、報告することは責務であるということに記載する方がよいのではないかと思う。

25ページの、エ職場風土の醸成の(エ)、「年度当初の管理職との面談において宣言書を提出する」とある。この宣言内容には、「暴力・暴言をはじめとする不適切な指導を行わない」という内容の誓約も入るということでよろしいのか。要するに、「モデルが掲げる具体的な取組を理解して、児童生徒を指導します」というような宣言では少し足りないのではないかと。やはり、具体的に、「暴力・暴言をはじめとする不適切な指導は行いません」という内容のものが求められるのではないかと思う。

これに関連し、49ページに研修一覧があり、命日に行われる研修についても記載がある。この研修は全教職員を対象にしたものと理解しているが、やはり、この研修の冒頭に、このモデル策定に至った経緯などを、毎年説明をした上で研修実施後に暴力・暴言をはじめとする不適切な指導を行わないという、誓約のようなものを教職員の方々に提出してもらうということをしてはどうかと思う。

27ページのウ不適切な指導への対応(ウ)だが、「保護者から相談があった場合、保護者に対して誠意を持って接し、保護者と共に児童生徒を育てていく姿勢を学校全体で徹底する」

とあるが、この意味合いがよく理解ができないので、どういう趣旨なのかを教えてください。また、表現の工夫をお願いしたい。

29 ページ、適正な人事管理の(ウ)「懲戒処分を受けた教職員等について1年間の事後研修を実施する」とある。これについては、51 ページにも同様の記載があるが、39 ページを見ると、「1年間の事後研修後に面談を行った上で慎重に判断する」とある。慎重な判断を行った結果、指導への復帰が認められないという場合には、さらに研修等に対応することになるのか、それとも今後一切、指導はさせないという対応になるのか。事後研修は場合によっては継続対応ということになるのか、その辺のところを明示する必要があると思った。

29 ページ、エ不適切な指導への対応(ア)、「教職員等コンプライアンス相談ホットライン」は仮の名称になっているが、この設置にあたって、このコンプライアンス、仮の名称ではあるが、今後名称を確定するにあたって、「コンプライアンス相談」などの分かりづらい表現はしない方がいいのではないかと思います。52 ページにあるように、教職員の事故、生徒に対する暴力、不適切な指導についての相談窓口は、誰が見てもここに相談をすればよいのだということが分かるようにしていただくのがいいかなと思います。

【事務局】17 ページの「必要以上」が不要ではないかというご指摘だが、「必要以上」は取りたい。

2 点目、24 ページの文章の最終段落、意識改革に伴って報告することは、不適切な指導を見た場合に報告することは責務であるということだが、25 ページエ(ア)に書いてはいるが、もっと強めた方が良くということか。

【委員】その点については、冒頭にも入れた方がいいというのが1つと、「役職や経験、勤続年数、部活動指導経験等に関わらず報告しよう」というようなことを、具体的に記載したほうが良い。

【事務局】記載方法については検討させてほしい。

25 ページ、(エ)について、現在、宣言書の具体的な様式について検討しているところである。「守って」とか「趣旨を理解して」だけではなく、ご意見も含めて宣言書の具体例を考えたいと思っている。

【委員】命日の研修の時も、このモデルの経緯をまず冒頭で説明するということがあっていいのではないかと。研修後に改めて、「児童生徒に対する暴力、不適切な指導は行いません」というような内容の誓約なのか何か、全教職員から提出してもらおうということがあってもいいのではないかと考えた。

【事務局】研修時の最初に、なぜこういう研修が必要なのか、またその経緯を説明した上で研修を行うということはそのとおりで実施したいと思う。

宣言書を出すタイミングだが、本日出した案では、4月か年度当初のという形で、個別面談の中でという形を取っているが、7月の研修を受けた後にやった方が効果的というのか、

職員にとっては意識付けとして非常に有効であるというご意見として捉えてよろしいか。

【委員】年度当初に、それぞれがこのような対応をしていきます、という宣言をするのは、非常に良い取り組みと思っている。加えて命日の研修にあたっては、教職員の方々に、改めて、本件の経緯、それを踏まえたモデルについて遵守していくのだというものを提出していただいた方が良いのではないかというのが私の意見である。

【事務局】意見を受けて、どのような形にするか検討する。

次は、27 ページ、エ(ウ)、最後の文章「保護者に対して誠意を持って接し」の後ろの意味がよくわからないということだった。「子供、児童生徒を育てていくのは、教員だけではないし、保護者だけではないし、1人の子供に対して色々な目で」という意味で書いているが、確かに当たり前で、意味も前半部分との繋がりという点でも不明かなと思うので、表現は工夫したいと思っているここで言いたかった意図は、多くの目で子供たちを育てていけるようという意味である。

29 ページのウ(ウ)、事後研修は現時点で1年で終了し、その継続ということは考えていない。その上で、面談の上復帰させることが難しいというような教員については、そのとおりに研修を伸ばすのか、復帰させないのかということは、確かにここには明示されていないので、研修のあり方も含めて、再度検討の上、明示して分かるような形をとりたい。

29 ページのエ(ア)、この名称については、わかりやすい名称にしたい。

【委員】27 ページの、「保護者と共に児童生徒」を育てていくという点だが、ここは管理職の責務のところに記載があるので、「不適切な指導への対応としては保護者の方からご相談があった場合に誠意を持って接する」とか「お話をよく聞く」ということを記載するべきものと思う。

【委員】15 ページの全体の構成で、再発防止には、学校の教職員に良い教育をさらにおしなべてやってもらいたいという目標があるのだと思う。これだけだと、なんとなく悪いことを示して、「こうなると違反だよ、違反しなければ良い」というようなぎりぎりの目標になってしまうと思った。

もう一つ、良い態度と悪い態度と比較すると、教育効果は高くなる。例えば、私はずっと、国のゲートキーパーのプログラムに関与してきたが、やはり良い対応を見せると「不適切とは何か」というところになると思う。「良い指導は何なのか」というものも入れていただく必要がある。他に「優しく対応してくれる先生が多かったり」等をここに入れるべきだ。この不適切な指導で、3つ挙げているが、子どもの権利条約とかを踏まえれば、「子供を差別してしまう」とか「対応しない、取り合ってくれない」とかもあるのではないか。「こうなんだよと言っても受け取ってくれない」とか、差別とか見て見ぬふりとか、「これだったら違反しないようにするために面倒くさいことに関わらない方がいいよね」等になったら大変なので、学校の教職員の先生方が「岩手モデル」として、違反しないことが良い対応とは限らなくて、より良いことをやらないといけないと思う。よって、より良い対応とか、あるべきモデルというのをやはり入れていただいた方が良い。また、不適

切な言動等は偏見等の理解に基づいて起きてしまうので、そういうところも深めていただきたい。全般的に、この不適切なところでは、「子供の話をあまり尊重しないと感じる」とか、「差別する」とか、そういう権利条約に入っているようなところは少し入っているが、まだ不十分だ。あくまで体罰、ハラスメントというところになっているので、もう少し増やすととても良いと思った。

【事務局】15 ページを3つに分けているが、差別をしないとか、差別をするとか対応しないとか、ここの中では確かにあまり出てきてはいない形になる。

16 ページ、17 ページに関連するとすれば、「無視や嫌がらせ」のところに、無視という形で出てきている程度である。どのような枠組みで入れるかはわからないが、子どもの権利条約等も踏まえた形で少し表現を増やすなり、工夫したいと思っている。

また、14 ページから、悪い、これはだめ、という展開にはなっている。逆に、良い指導、こうありたいという形ではあるが、それが24 ページから示したものとなっているが、24 ページの具体的な取組は、こうすべき、こうしなければいけないという取組でもあるが、やはり前の方に良い指導と不適切な指導を対比させた方がよろしいか。

【委員】教育効果とは、良いところと悪いところと対比することで、やはりこういうものだ認識するので、前半にあった方が意図が明確になってくる。

あと、見て見ぬふりするとか、正しい対応を教えられていないと、勇気を持って先生たちが行動できないのではないか。悪い対応をしていて気づかないわけではないと思う。医者の世界でもどこでも同じで、適切な対応はこうなのだと思って、勇気を持ってそれは違うなど感じている人がいたら、それに周りも対応してあげなければいけないと思う。見て見ぬふりとは、「なんとなく雰囲気を読めよ」という社会ではどうしてもあることなので、やはり明確に示していただいた方が、現場の先生も「なんかこの先生おかしいな」という時に、あとは自分自身としても「やはり良くなかったかな」という時に、とても役立つものになると思った。

【事務局】ご意見を参考に、何がだめなのかがわかりやすいような表現にできるだけしたいと思う。

③第3章（3 不適切な指導を把握した際の対応）

【委員】34 ページ、学校の対応（緊急対策会議Ⅰ）の□の4つ目、31 ページにも同様に学校の対応②（申出者の反応）とある。「反応」という言葉がわかりづらい。おそらくは、申出をしていただいた方のご意向とかご意見なのではないかと。そのような表現にされてはいかがか。

35 ページ、学校の対応方針の2つ目に、「事案の内容によっては、被害児童生徒保護のため、最小限の人数とする」と記載がある。これについては、例えば性被害などを念頭に置いているのではないかと考えたが、ここは、「限定した事案、例外的なものである」ということを明示した方が良いのではないかと思う。本来、対応する人数というのは、複数、多い方が良い。例えば、学校側の都合で秘密裏に対応するということがないように最小限

の人数で対応するという事案については、ある程度具体的に、「こういう場合には、最小限の人数とするということもありうる」というような形で明示しておいた方が良いのではないか。

【事務局】34 ページの申し出者の反応、31 ページのフローの中でも同じだが、その通りである。事実確認をした上で、申出者がどのような意図を持っているかとか、どのような状況であるかということなのだが、確かに反応という表現は分かりづらいと思うので表現を変えたいと思う。

35 ページの、「事案の内容によっては」というところをもっと具体的にという指摘についてはそのとおり、こういう場合は、という具体例を入れたいと思う。

【委員】31 ページ、当日または翌日の段階で、「児童生徒の状況確認・対応」という項目があって、何点か聴き取りという項目が列記されている。この聴き取りは、誰がやることを行うことをイメージしているか。

【事務局】このフロー図は学校となる。事案によるが、対応する管理職かもしれないし、児童生徒の場合は教職員となる。

【委員】その流れで、その当日または翌日のところに、当該職員の人事管理「被害児童・生徒と当該職員を接触させない内容」と書いてある。同じ内容は34 ページにも「被害児童生徒と当該職員を接触させない」とある。例えば担任であった場合などはどんな扱いになるか。

【事務局】個別の状況によると思うが、一度控えるというか、正に接触させないように、一時的に別の先生を入れるとか、そういうことを考えている。

【委員】児童生徒はそのままの上、通常通りの状態で先生の方を合わせないようにするということか。

【事務局】この場合はそちらを想定している。

【委員】31 ページ3 日以内の項目に「※必要に応じて PTA 会長等に説明」がある。少々違和感を感じるが、PTA 会長への説明は必要か。

【事務局】保護者のところで話が出たりして、PTA 会長が「なんだ、聞いてないぞ」ということが実際あったりする。PTA 会長のところに保護者から話が入ってきて、「学校でそんなことがあったのか」ということも想定されるので、状況に応じて、「実は学校でこういう事案がありました」ということを説明する場合もあるかということを入れていく。

【委員】この状況だと、申出者の保護者以外の保護者には説明をしていない状態で、噂等

で PTA 会長に話が流れていくという状況設定か。

【事務局】 そういう場合もある。大きな事案の場合は、その後、保護者説明会等を実施しなければいけないかもしれない、そういうことも想定されるので、それも含めて相談をしていくということを想定している。

【委員】 この不適切な指導が確認される、あるいは疑われるといった状態の時に、あまり早くから聴取とは、なかなかしづらい部分があると思う。誤認というケースもあるので、その辺の対応は明確化しておいた方が良いのではないかと思う。

【事務局】 今のも含めて、PTA 会長への説明を入れるか入れないかも含めて考えたい。

【委員】 33 ページ「相談者への対応」で、「丁寧な対応で相手方の話を聞く」とあるが具体的にどういうことなのかというのをぜひ踏み込んでいただきたい。「話をきちんと聞く」とか、あるいは「十分な時間をかける」とか、より具体的な表現の方が学校側も対応しやすいのではないかと思った。

それから、この段階での記録の残し方をどうするのか。相談の最初のタイミングだと思うが、メモ等で残すのか、録音するのか、許可をもらえるようであれば録音をするのかというようなことも定めて、標準的な対応を示した方がいいかと思った。

同じく 33 ページ、「聴き取り方法」で、「必ず複数で聴き取りを行う」、「複数の児童生徒に確認をする場合は、職員間で事前に打ち合わせを行い、統一性を持たせる」、これも提示ができると良いと思った。

また、「聴き取り後はシートを整理し相手方にも内容を確認してもらう」の相手方というのは、聴き取り対象者というようなニュアンスでよいか。

【事務局】 はい。

【委員】 「現時点での事実確認」で、「被害を受けた児童生徒からの相談は過小報告の場合もあり」これは事実を小さく言ってしまうということだと思うが、もう少し優しい言い方にしたほうが良い。まるでごまかしているかのようなニュアンスに取れるので、少し表現を考えていただきたい。同じく表現の問題として「鵜呑みにするのではなく」というのも、「その教員側の言い分を優先して受け止めてしまう」というようなニュアンスを多分考えているかと思うが、これもより具体的な表現が良いと思った。

35 ページ、「当該職員の人事管理」の「部活動においては、不適切な指導の申し出があり、その内容が明らかに不自然でない限り、直ちに指導から外す」、これは 2 か所主語が不明確なので、不適切な指導の申し出が誰からあったのかということと、直ちに指導から外す、多分当該職員だと思うが、主語をきちんと置いていただけるとありがたい。

同じようなケースがあるので確認いただきたい。38 ページ(1)教職員等の人事管理の「児童生徒を保護することを最優先に考え、不適切な指導の申し出を受けた場合は、その内容が明らかに不自然でない限り、直ちに指導から外す」という部分の主語を補っていただき

たい。

38 ページの「[経過報告書]については、校長または当該教職員の異動時には確実に引き継ぐこととする。」これは何年間ぐらい、どのような方法で引き継ぐのか。

【事務局】この事案等に関わる報告書、書類については20年を想定している。方法は、当学校に保管、あるいは県教委に提供いただいたものはもちろん県教委で保管する。校長間の引き継ぎは異動時にこの資料があるということで引き継ぐことを想定している。

【委員】具体的にその内容を伝えるということか。それとも資料があるという説明になるのか。

【事務局】内容を伝えて、この教職員についてこういうことがあったということを口頭で説明するとともに、資料を示すということを想定している。

【事務局】様々ご指摘いただいた点について検討させていただきたい。

【委員】37 ページの引継ぎで、この保管期間を20年とした年数の根拠は、どこからきているのか。この保管する対象の記録というのは、今回の疑いも含むものというような、受付の段階ということになっているが、基本的には不適切と判断されたものについては20年ということなのか。あるいは、その疑いの段階でとどまっているというような情報の扱いについてはどのように考えているか。その他の書類については、各学校と県教委がそれぞれにおいて保管して、特段どこかで一元的に管理するというようなことではないという理解でよろしいか。

【事務局】まず1点目、20年の根拠だが、指導要録の学籍簿にかかる保存期限が20年となっているので、それに合わせて設定した。

2点目、疑いの段階なのか、実際にそういう指導があった段階、どの段階の書類をなのかということだが、今想定しているのは、この様式を作成したら、それは全て保管しておくということで考えている。一元的な保管については、現時点で、学校で保管するということを考えている。

【委員】少し気になるのは、確かに、学校教育法の関係で、学籍に関する入学、卒業等の履歴は20年とあって、その他は5年となっていると思う。今回の情報は、ある意味、生徒に関する個人情報と言うか、場合によっては、健康状態等のセンシティブな情報も含んでいる可能性があるとする、その学生に関する情報と同列に20年は、果たして保管期間として必要か。生徒からすれば、一度申し出をしたら20年にわたって自分の申出内容が延々と引き継がれていくというのは、不安に思う人もいると考えると、私は場合によっては、もう少し短い期間を設定した上で、事案内容によっては延長できるとか、そういう考え方もあると思った。

【事務局】我々も考える段階で、まず最初の根拠ある数字とすれば、まず5年というのが出てくるが、5年では短いだらうとも考えた。そうかと言って10年にする根拠はあるのかということで悩んだ。そこで、他の色々な書類と関係するところで、根拠のあるものということで20年という設定をした。確かに指摘のとおりであり、再度検討したい。

【委員】35ページの「当該職員の人事管理」で、部活動とその他の活動においてを書き分けている。先ほど説明があったが、非常に丁寧だなと思うと同時に、他のところの文面は、どちらかという部活動を主に念頭に置くような書き方のところだらけのような気もしている。もしこれを本当に全体のオーダーに関わるものとしてやるのであれば、かなり前半の部分から全部点検しなければいけないという気がした。それとも、単にここでは「指導から外す」という言葉と「接触しない」という同じ言葉が使えないぐらいのことなのか。例えば、部活動については、具体的な取組が3章に示されているが、その他の活動について、「それはなくてもいいのか」となりかねないと思う。その辺りの趣旨を確かめたい。

【事務局】ご指摘の通り、その他の箇所に大きく影響してくる部分である。ここは、基本的にこの35ページにある考え方を取りたいと考えている。もちろん、部活動以外であっても、事案によっては先ほど言ったように、もう接触させないという対応もあり得る。そうはいうものの、基本的な考え方は、35ページの考え方で考えているので、その他の部分について、再度見直し、表記の仕方と表現を統一したいと考えている。

④第3章（4人事管理、5部活動についての具体的な取組）

【委員】ここまでの段階で、かなり言い回しがおかしいところは、たくさんありすぎて、ここで全てを申し上げると時間がかかってしまうので、後で、赤を入れたものをお渡しして、意見ということでよろしいか。

【事務局】はい。

【事務局】人事管理のところだが、38ページ(1)の「教職員等の授業を観察」については、「授業や部活動等」というふうにされた方がいいのではないかと思った。

39ページの教職員の人事異動については、イ(ア)「引き続き適切な人事異動を行う」という文章の意味が何度読んでもわからなかったもので、どのような内容が書かれているのか説明いただきたい。

部活動についても、41ページ、イ(エ)「短期間で効果が得られるよう」というのは、どういうことを想定されているのかよくわからないので、説明いただきたい。

【事務局】1点目、38ページ、そのとおり「授業や部活動等」と、授業だけではないという表現にしたい。

39ページのイ(ア)については、人事異動をしっかりと行うということなのだが、削除するか、わかりやすい表現にする。言いたかった意図は、人事をしっかりとやりますというそれだけのことだが、ここは検討したい。

【事務局】部活動について短時間とあるが、例えば、過度な練習が、スポーツ障害のリスクを高めたり、必ずしも体力や運動能力の向上に繋がらないことがある。また、運動活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うことを正しく理解しながら、競技種目の特性等を踏まえたトレーニングに積極的に、取り入れて、休養を適切に取りながら、短時間で効果が出る指導を求めるものである。

【委員】「効果が得られるよう、効果的な指導を工夫」というのが、変な文章である。そもそも「短時間で効果が得られるよう」という文章は必要なのか。

【事務局】ここは見直したい。

【委員】「岩手モデル」は部活動だけに限定されるものではないということによろしいか。32、33 ページに関連し、何かこのとおりにいかないことも当然想定されると思う。議論が新しい組織という話もあったが、被害者の生徒と学校の主張が食いちがう事もあるので、その時にどうするかこのフローを見ながら多分学校の先生が対応することになると思うが、そのような対応が入っていないと、学校と被害を申し出た側が対立した時に、仲立をする方がいないと、保護者も生徒も大変なのではということはどこかに書いた方がいいのではないか。

もう1点は、学校が不適切な対応をしてしまうのは、子供にとっては辛い出来事なので、最初の話の繰り返しだが、最初からケア的な視点で行く必要がある。初動は大事である。

35 ページの保護者などへの対応のところで、保護者等への謝罪があるが、子供に丁寧に謝罪するとか、早めの謝罪が大事である。対応にあたっては圧迫的に子供には関わらないとか、サポートティブに見てあげる等が必要だ。やはりそういう適切な姿勢等を入れていただきたい。

【事務局】今いただいたご意見を参考にして、その初動対応でのあり方を少し具体的に、かつ、児童生徒に寄り添う形で、初動の段階からケアをサポートしていくということも含めながら再度検討し、内容を追加するなり、整理したいと思っている。

【委員】聴き取りについては、子供はまだ十分に判断能力がない中で聴取されなければいけないので、できるだけ配慮してあげて良いと思う。

【事務局】その他、ご意見等お願いしたい。

【委員】39 ページ、「採用、人事異動の各段階における不適切な指導の根絶」の教職員の採用段階における取組である。岩手県の教育を担うにふさわしい資質を有する者を採用するために、何かできることはないかと思った時に、教員採用試験の総合案内をインターネットで見ると、「岩手県ではこのような教員を求めています」と記載がある。教員の採用案内にも、本事案における経緯と反省、それから不適切指導の根絶に向けた取り組みを徹底

するのだということを宣言していただき、その上で、不適切指導の根絶に向けた取り組みを実践していく教員を求めるなどの記載をしてはどうかと思った。受験される方の資質を見極めるというのは重要だと思うが、むしろ募集の段階で、岩手県はこういう教員を求めています、ということを明示してもいいのではないかと思った。

同じ 39 ページの、「教職員の人事異動等での対応の検討」で、先ほど趣旨を明確にするという指摘があった。一つ申し上げたいのは「引き続き適切な人事異動を行う」とあるが、私自身は本件における人事異動は不適切だったと考えている。従って、少なくとも、「引き続き適切な人事異動を行う」というところについては表現を改める必要があると考えている。

同じく 39 ページ、(ウ)管理職選考について、「強い使命感を評価する」となっている。何に対する強い使命感を評価するのかということは、明記する必要があるだろう。使命感というのは時に、誤った方向に行くと、非常に児童生徒を傷つけることに繋がりがかねないとは私と考えている。少なくともここは、どのような使命感を持った方を評価するのかということを具体的に表記する必要があると思った。

【事務局】 1 点目、教員採用案内等に試験の段階ではなくて募集の段階でそういうことを明記するという点については、参考にして検討させていただきたい。

2 点目、イ(ア)の文章は書き換えたい。

3 点目、管理職の使命感だが、この文章、リーダーシップとリスクマネジメント、組織を率いていく者として、あるいは管理をする者としてという使命感という意味で記載しているが、そのとおりに「使命感」となってしまうと、別の方向に動いてしまう可能性もあるので、何の使命感なのか分かるように、文章を書き換えたいと思う。

【委員】 40 ページ、「令和 6 年 1 月に岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方に活動方針を策定」とある。地域クラブへの移行化が進んでいる。そうした場合、今回の学校教育は社会教育に移るわけだが、その社会人指導者に対しての周知の仕方は大変大きなポイントになると思う。今現在、地域クラブ活動は、どの程度進んでいるか。地域クラブ活動に移行した時の周知の仕方について今現在のところを聞きたい。そして、記載される以上は、具体的にどのような対応を取るかという部分も記載すべきだと思う。

【事務局】 40 ページ、令和 6 年 1 月に方針を策定ということを示してあるが、まだ策定はしていない。1 月を予定している。現段階では、案ということで、その中で、地域移行についてだが、本県においては、全国で今現在展開されているモデル事業を 5 市町村において進めているところである。それらの取組、成果、課題を踏まえながら、県内の市町村に情報等を提供しているところである。

周知の仕方について、教育委員会においては、市町村、それから学校と関係者からの依頼を受けて、指導主事が出向いて説明会を行っているという状況である。また、今月、関係機関、保護者等を対象にした部活動のセミナーを開催する予定である。方針については現時点においては、まだ詳細は申し上げられないが、これまでの方針について、全面的に改訂をして、新たに方針を策定するものである。また、令和 4 年 12 月に国で示された総合

的なガイドラインを参考にしながら進めている。県の教育委員会と関係部局、文化スポーツ部と連携をしながら、現在進めているところである。

【委員】ぜひ関係課と連携を取って、そちらの方でも、しっかりと指導に努めるというあたりを具体的に記載してほしい。

⑤第3章（6 進路指導・キャリア教育についての具体的な取組、7 援助希求体制についての具体的な取組）

【委員】44 ページの生徒の主体的な進路選択のところで、改めて「教職員等による進路の押し付けはしてはならない」等ストレートな表現がよいのではないか。

【事務局】委員からのご指摘にもあったが、一応、そういった趣旨の文言については、学校全体で組織的に支援するとか、管理職の取り組みとしても組織的に確認するとか盛り込んであるが、今の意見も踏まえて検討したい。

【委員】46 ページ「自ら命を絶ってはいけない」の部分は、主体的に命を絶つわけではないので表記を改めてはどうか。援助希求体制とは、周りが「私たちに相談してね」と言って、相談しやすい雰囲気を作るものだと思う。その辺も含めて検討いただきたい。

【事務局】我々大人がしっかりと、子供たちをサポートする体制について、適切に表現と等検討していきたい。

【委員】44 ページからのキャリア教育「教職員等の取組」の中身を見ると、多くの教員が進路指導のことだと理解すると思うがアとイというのはおそらく通常の教育感覚で言えば、進路指導とかキャリア教育とっていないのではないか。しかし、そこが大事であるということをもっと前段のリード文に書いておくのが良いのではないかと思う。要するに、従来の指導は問題であった。本来、進路指導、キャリア教育というのは、学校教育全体の教育活動の中で幅広く自分の生き方、あり方、生き方を考えていくことで、そのベースの上に最終的な進路の決定の支援を、もちろん生徒主体でやっていくのだが、やるのだみたいな、その順序がないと、アとイを読まされても「なんだこれは」みたいになるのではないかと思った。

46 ページからの援助希求のところだが、例えば、「こころの相談室」とか「こころのサポート事業」、「こころ」というのがすごく出てくるのが気になる。ある種、心理主義で問題なのは子供の心なのか、いや、そうではなくて本当は何かあるはずだというところが、見えなくなったりしないか。要するに、悩みや不安をキャッチするというだけではなくて、ある種の SOS をキャッチするような機能が、この相談室にあるのだったら、「こころの相談室」と書かれると、少し狭くなるのではないか。資料には、実は、県教委がやられている電話相談が載っているが、そちらは確か 24 時間子供 SOS のように端的にそう書いている。それだったら何を相談してもいいんだ、自分の心の悩みとかなんとかではなくて、人権蹂躪に近いことをされたとか、先生が、ということも全部言っていいたくなると思うが、

「こころの相談室」という風にやると、そこが弱まらないかが少し気になった。

【事務局】進路指導に関しては、委員の発言のとおりであり、いきなりアとイが出てくると違和感があるということだと思う。「生徒の主体的な指導選択」につなげるためには、学校教育活動全体がそもそも生徒主体であること、これがまず前提であり、さらに、地域の大人の方々と多様な在り方等に触れることで、生徒が色々な視野を持って主体的に決められると、そういった内容をあのリード文の中に入れるようにしていきたいと思う。

【事務局】大切なのは、様々子供たちが抱えているSOS、心の叫びをいかに相談しやすい体制を、我々大人が作っていくかということが重要になってくるというふうに思っている。今後の取り組みにつきましても検討してまいりたい。

【委員】44ページからの進路指導、キャリア教育について、B高校事案を考える上で、少なくとも私の読み取りとしては、当該教員が、亡くなった生徒さんの進路に関して過剰に関与した、そのことで、将来の夢を本来とは違う希望を押し付けられるような状態になって、心的な負担を増大させたというふうには受け止めている。この理解が共通であるならば、そのことをまず前面に立てていただきたいと思う。大変申し訳ない言い方だが、この進路指導、キャリア教育について書かれていることは、なんとなく薄い感じがする。多分、B高校事案を踏まえた書き方になっていないからなのだと思う。同様のことだが、その援助希求の書き方については、「援助希求をせざるを得ない状況に追い込んでいるのは誰なのか」という問題をぜひ忘れないでいただきたい。午前中、私の話を聞いていただいたが、子供の安全を脅かしている学校の姿というのがある。それがあったために、B高校事案も起きている。大前提をぜひ忘れないでいただきたい。そのことの再発防止策なのだから、そのことを最大限に踏まえた上での書き方にしていきたいと思う。

【事務局】ただ今のご意見を踏まえて、こちらの内容を改めて見直して整理をさせていただきたいと思う。

⑥第3章（8研修一覧）第4章 今後の検討事項

【委員】事例から、自己診断シートを作っていたと思うが、ここは自己診断なので、59ページ8番目、「結果を求める余り」というようなものは付けずに、「児童生徒にペナルティーを科したり」というふうにしたらどうかと思った。60ページ1番目については、「必要以上に」とあるが、ここもいらぬのではないかと思った。7番目の「マッサージと称して」というのも限定する必要はないと思う。あと、13・14番目「私的に」というのが二重になっているので、ここは削除できる。

54ページの今後の検討事項について、「授業や部活動など校内の常時録音・録画」の項目が、今後どのような形であれば導入できる可能性があるかなどを、国や他の都道府県の動向なども注視しながら継続して検討していただけるということだが、少なくとも部活動とか不適切な指導について、訴えがあってその事実関係が具体的に明らかにならない事案があるとか、そういう限定したものでも構わないので、まず始めるところから検討して

いただきたいと思った。また、「録音・録画のデータは明確な証拠となり、迅速な事実確保が図られることが期待されるとともに、児童生徒、教職員等を守ることにもつながる可能性もあります」というところ、確かにその通りだと思うが、児童生徒を守ることに私はつながると思うが、教職員の方ももちろんこれによって、例えば早期に自分の指導内容の不適切性を実際に映像などで確認することができれば、それを改めるチャンスがあるということで、メリットになるのだろうと思う。もちろん、実際起こっていないことがあったように訴えられて、実際に映像を見れば訴えがなかったということが確認できれば、それはもちろん、教職員等を守るということにもつながると思うが、それは相当数少ないことだと思っている。よって、「児童生徒を守ることはもちろん、教職員の方々についても早期に自分の不適切な指導について認識するチャンスがあるということである。」というような意味でプラスになるというような形で、何らかの書き方をさせていただいた方がよろしいのではないか。あと、全体を通して、誤字脱字などがあったので、これについては後ほど書面にまとめて、お渡ししたい。

【事務局】最初に指摘があった自己診断シートの方については、指摘を踏まえて、修正させていただきます。

【委員】60 ページ、自己診断シート②、14 番、15 番で、「特定の異性の保護者や教育実習生」というのが 2 つ続けて出てくる。ここは異性に限定する必要はあるか。検討いただきたい。

【事務局】削除したい。

<議事アに対する遺族等から御意見等 I>

【御遺族様】事前にモデル案を送っていただきまして、どうもありがとうございました。一通り、文章その他については、きちっと取りまとまっているが、「県教委がこれから再発防止をやっていくぞ」というような内容になっているので、この内容でいくと、学校長の判断次第ではまた起きうるなというようなところが一番の懸念だ。A 高校でも B 高校でも学校長の判断で、やはりおかしくなった。

多分、こういった類似のようなマニュアルとか、何か事案が起きた時のフローのようなものは従前もあったと思うが、これでいう「管理職」、学校の中で起きたことなので学校長の責任だと思うが、校長の判断が誤ったのでおかしくなったというところだと思うので、当然、問題のある教師を指導して、問題があれば外すというのは当たり前だと思うが、学校長は性善的に当然選ばれた人たちだが、なぜかそういった間違った判断をされた方がいるので、そういったところをもう少し深掘りしていただき、この書いてある内容をきっちり読んで確認して、役職についていただければ大丈夫だとは思いますが、そうでないところはこのマニュアルを策定して読んでいただいても起こり得るなど、その再発防止の策定に至っていないというのが、正直な感想なので、あと数ヶ月ほどだと思うが、その再発防止の策の仕組みの中で、学校長の適正な判断、仕組みなどが何らか明記、明示なりされれば安心するというのが正直な感想だ。ぜひご検討いただきたい。

【事務局】事務局で、十分検討させていただきたいと思う。

【被害者様】この策定案の中で、「暴力（体罰）」とあるが、「(体罰)」という文章は全て削除していただきたい。標準処分例を見直すということだが、ここでも体罰という言葉は使用しないでいただきたい。暴力は暴力以外の何ものでもないので、この体罰という言葉を使っている限り、教育現場での暴力事案はなくなる。

39 ページ、懲戒処分を受けた教職員に誓約書を提出させるというふうにあるが、表現は悪いが「一度やって露見したらもう二度としません」というふうに読めるのだ。そうではなくて、この機会に全教職員に、また新規採用時に「児童生徒の人権を尊重しこれを侵害しない」という誓約書を出させるべきなのだ。皆さん、第3回の会議録、お読みになっているか。御遺族様の意見陳述の中で最初に述べられたのが、根絶するためにはどうするか、法制化や条例化、あるいは誓約書の提出、一度やったら懲戒免職ということをおっしゃったのであって、これではこれまでの処分となんら変わらない。宣言など出してないで、各個人が誓約書を出すべきなのだ。

40 ページ以降の部活動についてだが、実は「部活動が楽しみ」という子供たちが大変多いことは私もよく知っている。彼らにとっては友達と楽しく過ごせる時間であって、好きなことなら大いにやったらいいと思う。最大の問題は、今までにも何度も話してきたが、部活動が子供と親を管理するツールとされていることなのだ。これこそ、部活動が自由参加であって、参加、不参加、帰宅時間などは生徒の自由、部活の評価はしません、内申点には無関係だと。これを子供と親に宣言したわけだから、キャリア教育、援助希求というのは、このA高校事案、B高校事案とはどのように関連するのか。特に、この自殺予防についてはどうしても違和感を拭えない。自殺予防が大切なのはよくわかる。一昨年、日本の中学生、高校生の自殺数がこの少子化の中で過去最高だった。岩手県の人口当たりの自殺率というのはもう毎年のようにベスト3に入っている。ただこれは、A高校事案、B高校事案とは全く関係がない。自ら死を選ぶことなど、到底しそうなない生徒がなぜ死を選んだのだ。学校の友達が大好きだった息子がなぜ登校できない状況に追い込まれたのか。追求されるべきはそのことであって、このこども電話相談室を作っても再発防止になるとは考えられない。

水漏れをしている時にまずやるべきは、バケツの穴を塞ぐことではなくて、蛇口の栓を閉めることだ。一番大事なところはこの第2章だが、今日この第2章については取り上げないのか。この再発防止策にはA高校、B高校という名前が一切出てこない。これはなぜなのか。これを「岩手モデル」として発信するというのであれば、これまでの委員会の中での議論のように、A高校B高校と言っているような段階ではないだろう。今回のB高校事案を引き起こした最大の原因は、A高校、B高校、県教委の当時の対応にある。このような悲惨な事案を引き起こした当事者であり、この反省のもとに再発防止策をつくるというのが皆さんの任務であって、皆さんは第三者ではない。従ってその当事者が誰なのか、これが曖昧なまま、責任の所在を明らかにしないまま、まるで他人事のように書かれているようにしか見えない。

今回の一連の事案で最も深刻なのは、A高校での暴力行為について訴訟提起されている

教師が、何の対応もされることなくB高校へ転任し、そこで別の生徒を死に追いやったという、前代未聞の事件だ。他県で起きたことではなくて、岩手県の高校で、A高校、B高校で起きた事案である以上、この再発防止策はこれを日々想起し、永遠に忘れないという、そういう誓いとならなければならないはずだ。少なくとも7ページから13ページまではきちんとA高校B高校の名称を記して書かれなければならない。個人の名前まで出せとは言わないが、前任校あるいは当該校をまるで隠しているようにしか見えない。きちんと学校名を出すということによろしいか。

【事務局】 そのご意見を受けて、少し検討させていただきたい。

【被害者様】 もう一つ、何度も申し上げてきたことだが、防ぐことができたはずのB高校事案をなぜ防ぐことができなかったのか。最も問われるべきは教育行政のガバナンスであって、末端の教師を締め上げるだけでは何も変わらない。なぜ当時の教育委員会、教育長の対応を取り上げないのか。

10ページ、13ページで県教委の内容として不適切だった点および要因と言いながら、これには全く触れず、わずか10行程度で終わっている。B高校事案が起きる前、私が教育長、教育局長及び教育委員のおひとりずつの名前で、元顧問の暴力、A高校による隠蔽を疑っている内容について、真相の調査の究明を求める書簡を送っている。

この時点で一度でもまともな対応が取られていれば防ぐことができたはずだ。これで基本的な考え方として始められても、実効性のある再発防止策になり得るわけがない。なぜここに踏み込まないのか。

【事務局】 冒頭でも説明し、9回目の策定委員会に出した資料を元に整理をしているが、いずれにしてもその当時の教育委員会、教育長、教育委員の対応については、不適切な点、係争中であることを理由に具体の対応、回答を差し控えたという経緯があり、結果として、その後の事案は防げなかったということが、我々も大きな反省として考えている。

今ご指摘いただいた部分について、付記することについては、検討させていただきたい。

【被害者様】 この第2章にきちんと書くということによいか。

【事務局】 検討する。

【被害者様】 私は、踏み込まないではなくて、皆さんでは踏み込めないと思う。だから、第三者による検証を受けるよう繰り返し述べてきた。不適切だった点とその要因という項目がずらずら並べられているが、これまでの事由の解明などを抜粋して取り上げているだけでこれらは何の意味もなさない。私がこれまで繰り返したことには全く回答しようとして、真相の究明がなされていないからだ。A高校事案で悪質な隠蔽がなされていたとしたら、これが一連の事案の出発点であって、この解明がなされて、これに立却されたものでなければ再発防止を謳うことはできないはずだ。真相の究明がなされないまま再発防止策などできるわけがない。いくら時間がかかっても、やはり行うべきは徹底的な調査、検証

であって、このずさん極まりない調査、検証の上に作られた再発防止策は、被害者としては決して受け入れられない。これをやっても同じことが繰り返されるだけだ。

これは本日のこれからの議論そのもの、根幹に関わることなのでぜひお尋ねしたいが、今、私が皆さんに配った資料は、昨年10月末、県教委から外部委員の皆さんに送付されたもので間違いはないか。これはどなたが書かれたものか。

【事務局】事務局でしかるべき確認をした上で、確認事項をこれでいいかということで、委員の皆様、被害者様にお送りしたと認識している。

【被害者様】私が聞いているのは、これはどなたが書いた文章かということだ。

【事務局】教職員課で書いた文章だ。

【被害者様】教職員課のどなたが書いたか。

【事務局】この場で名前は差し控えるが、担当の職員が書いているものだ。

【被害者様】あなたが書かれたのか。

【事務局】これは直接は書いてはいないが、決裁をしてるということであれば、私が最終的に、責任者であるということと言えると思う。

【被害者様】だれが書いたのか。

【事務局】この場では申し上げられない。

【被害者様】この上段に「被害生徒御家族様から下記の通りご要望をいただいた」と記して、「A高校Cに確認することを求め、A高校D、E両名に確認することを求める」とあるが、これは一体いつ誰の発言なのか。

【事務局】ここに書いてあるというか、そこも含めて、被害者様にご確認をさせていただいたつもりだったので、そこから特に意見がないということで、そのままにさせていただいた。表現が誤っていれば、お詫び申し上げます。

【被害者様】捏造という言葉を知っているか。前委員会での私の発言とも多少重なるが、正確を期するために、再度申し上げます。昨年8月30日、県教委の方2名が私に説明をしたということで訪れて、この時の録音データをいただいた。ここでお聴かせしても良いが、あまりにも時間を費やすので概要を申し上げます。この時、私から話したのは以下の通りである。A高校C及び顧問への聴取記録で全く同じ文章に追加分と加えたのはなぜか。顧問による長時間立たせたまま近距離で怒鳴るという暴力的行為がこの追加調査に記されてい

ないのはなぜか。

A高校Lおよび顧問への聴取記録では、元部員BとCが全く同じ理由で体罰を受けたことも見たことがないとされている。ところが、その後の県教委の聴取では、元部員BとCは共にビンタを受けた、あるいは他の部員がビンタを受けるのを見た。しかも、この2名共A高校による調査を受けた記憶は全くない。これはどちらが正しいのか。元部員Bについては、聴取記録すら残されていない。これはなぜか。この時、これに対する2人の回答がなかったのが、結局、A高校Cにはその後の聴取はしていない。A高校Dと元部員Cとの証言の食い違いについて、A高校Dには確認もしていない。さらに判明したのが、皆さんが新たに調べたことは何もなく、前任者たちが調査したことをまとめ直したにすぎない。A高校D、Eには、皆さん自身は会ってすらいない。前任者の元部員に対する聴取を行ったとしたら、個人情報保護法云々というわけのわからない理由でこれを明らかにしようとしな。最も肝心の元部員BとCには聴取ができていない。

それで、教職員課職員の回答は、努力はしているが、昔のことでもあり、限界があると。では、元部員たちとの間でどのようなやり取りがあったのかと尋ねれば、詳細な資料が手元にないと。私に対する説明のために訪れるということだったが、全く不毛な時間だった。私がこの後話したのが、県教委が再調査をしても元部員を含め真相を語ることはない。第三者専門家に任せるべきだ、別途、調査検証委員会を設置すべきだ。外部の皆さんに任せる姿勢がなければ組織の刷新はできない。ジャニーズの問題がまさにそうだった。今から策定委員会をやり直すのではないが、せめて調査検証委員会は外部の皆さんにお任せすべきだ。ジャニーズも結局、そうしてジャニーズの被害者に事務所の人間が聴取をしても真相を語ることはない。調査では事務所の人間がその中に入らなかったもので、彼らの真相を話した。教職員課職員は昔のことと言っていたが、ジャニーズの問題が20年前、30年前のこと、それでも未だに苦悩するような心に傷を負うこととなった当時、元顧問に暴力を受けた部員たちが今なんともなく生きていると思うか。私はそうは思わない。だから、部員全員に聞くべきだ。あなた方ではなく第三者だと。もちろん、もっと細かい話をしているが、この時、私がお2人に話したのは以上である。

その後、9月21日付で教職員課から送られてきたのが、「A高校事案に関わる関係者への確認事項について」というもので、私に送付されたものは配付した資料のカラーの部分だ。これに「添付された文書で内容をご確認いただき、確認事項等にご意見がありましたら、10月13日までに当課までご連絡ください。」で、これに対して回答しなかったところ、10月20日、教職員課からお電話をいただいて、「回答を求める文書を送りましたが」とのことだったので、その時答えたのが、「文書はいただいています。真相究明はこれまで述べてきたとおり、別途調査検証委員会を設置して行うべきです。もうそろそろ第三者にお任せすることを決断されてはいかがですか。」と、そう申し上げた。それがなぜ10月末にこのような文章になって外部委員に配付されるのか。教職員課はこの文に加えて、メールで以下のような文を外部委員に送っている。「被害生徒御家族様から事実確認についてご要望いただいたことを受け、県教育委員会で事実確認を行うことを考えている。確認事項については、あらかじめ被害生徒の御家族様にご確認いただいていることを申し添える」と。いつ、誰が、何を確認したのか。

【事務局】我々としては、被害者様から、第三者による検証をとということを、度々言われていることは認識しているが、一方で、先ほどお話があったような、平成 21 年度には、A 高校 C、D、当時の部活動の同級生との意見の相違といった部分について確認を求められていると認識し、我々なりに追加で調査をするということを決断し、被害者様あるいは外部委員の皆様へ、確認事項として、お送りしたものである。第三者による検証を求められていることも認識した上で、追加の調査の実施ということで確認を求めた、お願いしたところである。

【被害者様】とてもそういうふうには読めない。

私が求めたのは、第三者専門家による調査検証と真相究明。なぜこれを県教委による事実確認とすり替えたのか。しかも、あたかも私からの要望であるかのように書いている。

【事務局】繰り返しになるが、我々の受け止めとして、追加調査のご要望をいただいたと認識をしたものでこのような書きぶりになった。理解が間違っていたのであればお詫び申し上げます。また、事前にそこも含めて確認をお願いしたつもりでいたが、そこが誤っていたとすれば申し訳ない。

【被害者様】到底納得できない。もう 1 回聞く。「捏造」という言葉の意味は何か。

【事務局】ありもしないことを、あったかのようにするということか。

【被害者様】まさにこれがそうではないか。

【事務局】捏造と言われるのは心外である。そのために事前に確認をお願いしているわけであり、第三者より再調査ということ、要望を受けているのは我々も分かっており、委員の皆様も分かっていることだと思う。それを受けた上で、まず委員に送る前に、被害者様に確認をいただくことをお願いしたが、この調書事態にご意見はなかったというふうな受け止めて、各委員の皆様へ「これで調査をしたいが何か追加でありますか」というような確認をさせていただいたところである。我々としては捏造とは思っていない。

【被害者様】社会ではこれは捏造というのだ。事実でないことをあたかも事実のように仕立てられている。これは一般社会では捏造と言っている。もし教職員課が県教委を代表してそのような意見を述べているのであれば、このような考え方のもとで作られた再発防止策を我々が受け入れるわけがない。

【事務局】これまでの被害者様ご主張の件は、重々私も承知している。モデルの策定前提となる A 高校事案についての検証が不十分というご意見を今までいただきながら、事務局、教育委員会としても、本当にやれることは誠意を持ってやってきているつもりである。それが不十分だと捉えられているのも重々承知をしているが、我々としてもやれることは十分尽くしてきて、主張が異なる部分と言うか、その溝が埋まってない部分も含めて、こ

れまでの委員会では、県教育委員会の現場含め、不適切な点として取りまとめた上で、今、9回の策定委員会でお示したようなスケジュール感で、このような事案を、起こさないように、岩手モデルを早く作るというような考えで、それぞれ外部委員のご意見もいただきながらということは、私としては、共通の認識を持ちながら前に進めてきているという認識である。

被害者様につきましては、我々も真摯に対応することを心がけた上で、教職員課からも訪問させていただいたり、ご意見の交換をさせてもらっているつもりではあるが、まだまだ、納得されていないところは、その通りだと思うが、本日は、ある程度のモデルの案を示させていただき、それぞれ各委員さんからも、貴重なご提言、ご意見をいただきながらまとめていこうということで、この委員会を進めているので、そこの趣旨はご理解をいただきながら進めてまいりたいというのが私の見解である。

【被害者様】まず、謝罪をされたらどうか。

【事務局】我々としては、事前に確認をさせていただいたつもりだったが、その表現ぶりに至らなかった部分があったということについては、申し訳なかったと思っている。

【事務局】私としても、これまで私たちの対応について、ご納得いただけない点、私たちと距離がある点については、深くお詫びをしたいと思います。申し訳ない。

【被害者様】二度とこのようなやり方はやらないでいただきたい。よろしいか。

【被害者様】事前に資料を見させていただきました。どうもありがとうございました。前回だったか、もしかすると前々回だったかもしれないが、この策定委員会を見にいらしていた方々のアンケートの中に、「被害者様の個人的な意見は個々にやってほしい」という意見が添付されていた。この意見を見た時にとっても残念に思ったのと同時に、ショックだった。私としては、もちろん、息子の青春を返してほしいとか、そういった個人的な考えを持っているが、ぜひ教育委員会の皆様に、またこの会を傍聴している方々にも同じように認識していただきたいと思っているのが、本当に尊い一人の男の子の人生が奪われたということだ。もし私たちの願いが叶うのであれば、当時に戻していただければ、亡くなられた生徒さんもこの場において、うちの息子も普通に高校に通えて、何もなかったように過去に戻してもらえるのであれば、これは、策定委員会のこのモデルというのは、こんなにもたもた進めて、考えなくてもよかったかもしれない。しかし、一人の本当に尊い命が死に追いやられた。誰も自分で自分の命を絶ちたいと思っている人はいないはずだ。死を選ぶしかないように追いやられたということをぜひ受け止めていただきたい。その根底になっていることが、A高校事案にあるということだ。ここが曖昧になっていたのも、どうしてもあの取り返しのつかないことが起きてしまったということを再度皆様に認識していただきたいと思っている。今回送られてきた岩手モデルに、皆さんの強い決意とか意志を感じることができない。まずもって、「教育とは何なのか。どうして今戦争などで教育を受けられない子供たちが、教育を受けたいと言っているのか、教育というのは人にとってなぜ

大切なのか、教育とは一体何なんだ」ということをまずここに示していただいて、そのためにどうすればよいのかという、そういった皆さんのビジョンというものが見えてこなかったもので、そこがとても残念に思った。

私たちが求めていることは、もしかしたら第三者の方々からするとしつこいとか、なんで今更そんなことを、と心の中では思っている方もいらっしゃるかもしれない。しかし、これをやらないと、もしかするとまた一人、尊い命が奪われるかもしれないということだ。それがあなた、皆さんのお子さん、お孫さんかもしれない。こればかりはわからない。だから、その時なぜこういうことが起きてしまったのか、その根底にあるものは何なのか、それをまず一掃していただきたいというのが私の本音だ。ぜひこれからも皆様お力添えいただきたい。

議事イ [再発防止「岩手モデル」(原案)に係る県民からの意見聴取]の協議

※意見なし

<議事イに対する遺族等から御意見等 II>

【御遺族様】意見聴取の件も含めて、時間はないと思うが、ぜひ色々な人の意見を聞いてしかるべきだと思うので、そういった方策を取ってほしい。

【被害者様】このパブリックコメントそのものについて異議はないが、この一方的な意見聴取の方法では多くの県民の意見を汲み取れることはないと思っている。ぜひ恐れることなく公聴会を実施していただきたい。県民と県教委とのディスカッションを積み上げることで初めて我々の理解が得られるはずだ。現状、県教委の皆さん全てとは言わないが、学校、教育委員会が生徒およびその保護者と対立する構図となっていることは認識されていないのではないのか。

県庁内にわずかな時間掲示するだけで、誰がこれを理解して意見を述べることができるのだ。個別には回答しないではなくて、公開の場で質疑を通すべきだ。これを県内各市町村で行わなければ、「岩手モデル」などというのはおこがましすぎる。

【事務局】県では、このように多様な意見を考慮して意思決定を行う仕組みとして、パブリックコメント制度を確立しているところである。県教育委員会には、教育振興の取り組みの指針となる、岩手県教育振興計画があり、それについても、パブリックコメント制度を実施している。説明会は開催していないところである。また、この再発防止「岩手モデル」策定委員会におけるモデル策定に向けた協議については、これまでも公開の会議により行ってきたところである。本日も公開の場で、「岩手モデル」案について説明を行い協議したところである。説明会に相当する機会は設けているものと捉える。また、このように公開をしているが傍聴の皆様は、発言させないようにしているのではないのかというご指摘もあるかもしれないが、その傍聴の皆様がご意見ある場合は、記載の上、会議終了時に提出をいただいているところでもあり、その意見については、御遺族様、被害者様、委員の皆様は写しを送付して共有させていただいているところである。県教委としても、もちろん意見に目を通していただいているところである。このような状況を踏まえてパブリックコメント制

度で実施したいと考えている。

【被害者様】それでは全然ディスカッションにならない。皆さんは、県民、あるいは生徒やその保護者をコントロールしているわけではないだろう。同じ立場に立ってこれからの教育をどうしていくか話し合う、そのような場が必要ではないかと私は言っている。

【事務局】貴重なご意見いただきましたが、パブリックコメント制度という確立した制度がある。繰り返すが、公開の場で、様々ご議論を聞いていただいているという経緯もあるので、これは、県教育委員会としては、パブリックコメント制度を用いて、様々、意見を集約したいというふうに思っている。ご理解いただきたい。

【被害者様】フロアの皆さんから意見を書面でいただいているとおっしゃっていたが、それに対して今まで答えたことがあったか。

【事務局】全体的の中で意見を反映しているのご理解いただきたい。

【被害者様】到底それは理解できない。なぜ皆さん自分たちで困ってしまうのか理解できない。これでは前に進まない。せめてこのフロアの皆さんとだけでもディスカッションする場を設けられたらいいか。

【事務局】ここでは即答できないというのが1つと公聴会をというご意見をいただいているところだが、我々は、その、やらなければならないことを、あえてやりたくないからやらないというスタンスでは決してない。再三説明させていただいているが、県のその仕組みとして、広く県民一般の方々から、例えば県が作る計画とか、そういう取組についてご意見をいただくという、その機会として、パブリックコメント制度という確立した制度として県では行っている。あくまでも、県の教育委員会としてその制度を活用して、もちろんホームページでも公表し、広く県民の方がより一番目に見える手法を取って、パブリックコメントを活用して行わせていただくというようなことを今日お諮りしている。先ほども説明しているが、こういった形で常に公開の形で行っており、議事録についてもしっかりと毎回の議事録を示しながら、この委員会中の経緯というものは、県民の皆様には我々としてはお示ししているという気持ちでいるので、あくまでも県の教育委員会として、この確立された制度でもって今回の案についてご意見をいただきたいというふうに考えているので、そこはご理解をいただきたい。

【被害者様】それは到底理解できない。そんなことでは岩手県に未来は来ない。なぜディスカッションをやらない。別な事案では公聴会でやっている。パブリックコメントは私だってよく知っている。ただ、お互いの意見を質疑応答という形で突き詰めなければ先に進めない。「皆さんが作ったもので、我々はこれやりますから」、これではアライバイ作りをやっているようにしか見えなくなってしまう。せめて、ここまですっと来られている県民の皆さんとの間だけでも、公聴会という形で質疑応答をやっていただきたい。

【事務局】繰り返しになるが、パブリックコメント制度でやらせていただきたい。お集りの皆さんにもパブリックコメントに意見を寄せていただきたい。

【事務局】議事全体を通して何か言い足りなかった点等ある委員の方であれば、ご発言いただきたい。

【委員】A高校事案について、独立した調査委員会を作って調査をしてくださいという要望書を、外部委員の名を連ねて提出している。それに関して一切返答をいただいているのはなぜか。

【事務局】一部の外部委員の皆様から、今お話があった要望書をいただいていることはその通りである。我々としては、まず「岩手モデル」の策定、取りまとめに、本当に全力を傾けている。今日も様々ご意見を頂戴したので「岩手モデル」再発防止策等を検討する、そのモデルのある程度のめどが立った段階で、改めて県教育委員会として残された課題等を整理して判断していきたいと思っている。

【委員】要望書を受け取ったという返事もいただけないのはなぜか、と質問している。

【事務局】通常、返事を求められていると思わなかった。到達はしているが申し訳ない。改めて、受け取っているということでご了解いただきたい。

【委員】本日午前、私は講演をして、その後質疑応答をした。学校や教育委員会に対して被害側が強い不満感を持ってしまう、その原因等についてもお話した。まさにそれなのだ。なぜ受け取ったというリアクションをもらえないのだ。通常は返事はしない。皆さんの流儀はそうかもしれない。あるいは、それが岩手流なのかもしれない。社会常識とは極めて大きく解離している。受け取った、なぜその一言が言えないのか。

【事務局】私も、要望書を拝見し、教育長にもその通りお渡ししていた。我々しっかりと受け取ったということを本来お伝えすべきところ、配慮が欠けていた点、お詫び申し上げます。

【委員】そういうところなのだ。コミュニケーションミスが生まれて、しなくてもいい対立をしなければならなくなってしまう。当たり前のことを当たり前にやってほしい。

私は県教委から依頼を受けて今日講演をした。最初はリモートでやってくれと言われた。今日聞いていただいてわかると思う。あのお話をリモートで届けたくないという理由が。ではリアル、実際に対面でやりましょうという話になった。すると、12月の上旬にやりたいという話がある。ではせっかくだから公開でやりましょうという話になると、公開ではできない。理由として少し踏み込んだ質問をしたいからと。わかりましたと返事をした。そうすると話80分聞いてやり取りを10分という回答が返ってきた。少し踏み込んだ話とは

10分で終わるのか。なぜ毎回毎回結論だけ私のところに投げられるのか。「どうしましょうか、どういうふうにやりましょうか」という話には、なぜならないのか。

皆さんはまた同じことを繰り返す、必ず残念ながら。被害側が何に苦しむのか、被害側が何に対して不満に思うのか、何をしたいと願っているのか、そのことを真剣に耳を傾けないと、皆さん残念ながら同じことをずっと繰り返す。ここで私たちが外部委員として様々な意見を提案している。それがどこまで反映されているのかは疑問だ。朝の講演の最後に言った。「本気を見せてください」と。もう二度と岩手の子供たちを殺さない、そのための手段を本気になって考えてください。個人的な恨みつらみが言いたいわけではない。根本的なところでボタンがずれている。その現実をしっかりと自分で把握したほうがいいと思う。

【事務局】大変失礼な対応をとったり、本来行うべき手順を踏まなかったという点多々、あった点については、改めてお詫びを申し上げさせていただくとともに、今日の講演でもお話を聞かせていただいて、我々、いずれこれからの行動で示せるように、我々の認識を改めていきたいと思う。

その他意見があればお願いしたい。

【委員】32ページの聴き取って報告するということところだが、このタイトルだと報告とかこの状況になりたくないという心理がひよっとしたら働くかもしれないので、この辺は少し敷居を下げていったほうがいいのではないかと。グレーゾーンでもセーフゾーンでもある程度報告を上げて、報告が多くあったほうが自浄作用があるというような評価の下に取り扱ったほうが良いのではないかと。

こういう問題を上げる際、最初の敷居が高いとやはりそこで二の足を踏んでしまい、問題が見えなくなってしまって、小さい問題でも大きい問題でもしっかりと上がって対処しているということ自体が透明性にもつながるので、御検討していただきたい。相談体制のところ、いろいろな気づきとかをうまく取り入れるようにしていただいたほうがいいのではないかと。

4 その他

○第9回会議録確認結果について報告

※意見なし

○その他

【被害者様】その他というところで、発言の時間をいただけるのかと思って待っていたが、それが来ないようなので、簡単に話をさせていただくが、調査検証委員会設置を求める要望書を教職員課は先ほど一部とおっしゃったが、7名中5名の外部委員の方からいただいているというふうに聞いている。大変ありがたいことだと思うし、一方では当然のことというふうにも考えている。

これまで何度も申し上げてきた通り、再発防止を掲げるのであれば、本来防ぐことができたはずのB高校事案をなぜ防ぐことができなかったのか、発端となったA高校事案に遡って追及されることがなければ、真の再発防止策になり得ない。この要望書には、速やか

に「岩手モデル」が策定されることを求めているというふうに聞いているが、あくまでも調査検証委員会設置を同等の比重で求めておられるものと理解している。したがって、調査検証委員会設置を遅らせる理由はどこにもなく、モデル策定がなされるのであれば、同時に速やかに設置されるべきであると考えている。

5 閉会

【事務局】それでは、以上で第 11 回再発防止岩手モデル策定委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。